

## 2 農業水利施設に係る土地改良法に基づく管理の適正化等

### (1) 国営造成施設の財産管理事務の適正化

勸告	説明図表番号																
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>国営造成施設は、国有財産であり、その管理及び処分については、国有財産法（昭和23年法律第73号）の適用を受ける。しかし、国営造成施設は、一定の受益者負担を伴って造成されたものであること等の特殊性を有しているため、国有財産法の特例として、土地改良法の規定により、土地改良財産と位置付けられ、管理されている。</p> <p>土地改良財産については、土地改良財産台帳を備えておかなければならない（土地改良法第94条の5）とされており、その管理については、国の直轄管理（土地改良法第85条）、都道府県、土地改良区等への管理委託（土地改良法第94条の6）及び譲与（土地改良法第94条の3）の3つの形態がある。</p> <p>なお、県営造成施設の管理についても、直轄管理（土地改良法第85条）、管理委託（土地改良法第94条の10及び条例）、譲与（条例）の3つの形態がある。団体営造成施設については、施設の管理について土地改良区の定款に記載し、管理することとされている（土地改良法第57条）。</p> <p>国営造成施設、県営造成施設及び団体営造成施設の所有主体と管理主体の関係については、下図のとおりである。</p> <div data-bbox="129 1032 1238 1776" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図 国営造成施設、県営造成施設及び団体営造成施設の所有主体と管理主体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">【建設主体】</th> <th style="width: 30%;">【所有主体】</th> <th style="width: 30%;">【管理主体】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">国営</td> <td style="text-align: center;">国 (農林水産省)</td> <td style="text-align: center;">国 (農林水産省)</td> <td style="text-align: center;">国 (農林水産省)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">都道府県営</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">団体営</td> <td style="text-align: center;">市町村 土地改良区等</td> <td style="text-align: center;">市町村 土地改良区等</td> <td style="text-align: center;">市町村 土地改良区等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※建設主体に対して、所有主体・管理主体は太線のラインが一般的</p> <p style="font-size: small;">(注) ① 土地改良法第94条の3による譲与（条件付譲与）          ② 条例による譲与（地方自治法）          ③ 土地改良法第85条による直轄管理          ④⑤ 土地改良法第94条の6による管理委託          ⑥ 土地改良法第94条の10又は条例による管理委託          ⑦ 土地改良法第57条による管理（造成主体の管理義務）</p> </div> <p><b>ア 管理委託等の手続の適正化</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>土地改良財産の管理委託は、国営土地改良事業の工事が完了（注1）し、又は施設完了（注2）したときにおいて、速やかに行うこと（「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について」（昭和60年4月1日付け60構改B第499号構造改善局</p>		【建設主体】	【所有主体】	【管理主体】	国営	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)	都道府県営	都道府県	都道府県	都道府県	団体営	市町村 土地改良区等	市町村 土地改良区等	市町村 土地改良区等	<p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(1)-ア-①</p>
	【建設主体】	【所有主体】	【管理主体】														
国営	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)														
都道府県営	都道府県	都道府県	都道府県														
団体営	市町村 土地改良区等	市町村 土地改良区等	市町村 土地改良区等														

長通達。以下「基本通達」という。)の第3)とされている。

管理委託は、土地改良財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第23号)第5条において、土地改良財産の所在、種類、構造及び規模並びに数量や移管の年月日等の事項を記載した管理委託協定書によって行うこととされており、基本通達の様式第2号(同協定書の様式)の別記事項として財産調書(土地改良財産台帳の写し)などを添付することとされている。

また、譲与に係る土地改良財産の用途廃止の手続について、譲与の相手方から施設の用途を廃止した旨の報告があったときは、直ちに当該財産の現況を確認の上、当該財産を返還させるとともに、所有権移転登記承諾書を提出させ、速やかに、所有権移転登記を行うものとする(基本通達の第7)とされている。

(注1) 当該事業に係る土地改良事業計画に定められた全ての施設が竣工したとき。

(注2) 当該事業により造成されるべき施設群の一が竣工し、その効力の全部又は一部を發揮しているものとして地方農政局長等が認めたとき。

### 【調査結果】

国営造成施設について、土地改良区等に対する管理委託又は譲与に係る手続など財産管理事務の実施状況を調査した結果、当省の実地調査時点(平成24年8月~11月)において、以下のとおり、国営造成施設の管理委託等が適切に実施されていない状況がみられた。

① 8地方農政局等を調査したところ、1地方農政局(北陸)で昭和44年度に事業が完了しているにもかかわらず、未だ予定管理者への管理委託がされていないのがみられた。

表2-(1)-ア-②

② 8地方農政局等を調査したところ、1地方農政局(関東)で譲与された国営造成施設が解体・撤去されたにもかかわらず、譲与を受けた土地改良区から地方農政局に対して報告を行っていなかったため、当該施設の用途廃止の手続が完了するまでに10年以上の期間を要しているのがみられた。

表2-(1)-ア-③

## イ 適切な土地改良財産台帳及び管理台帳の整備

### 【制度の概要】

土地改良財産については、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに土地改良財産台帳を備えておかなければならない(土地改良法第94条の5第1項)とされており、土地改良財産台帳は国有財産台帳に代わるもの(同条第2項)とされている。土地改良財産台帳の様式については、土地改良財産取扱規則の第1号様式に定められている。

表2-(1)-イ-①

また、農林水産省が土地改良財産を管理委託した場合、管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)は、受託に係る土地改良財産について、管理台帳を備えておかなければならない(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第62条)とされている。国が管理委託した土地改良財産に変更があった場合は、土地改良財産台帳については、直ちにその変更について記載しなければならない(土地改良財産取扱規則第24条)とされており、管理台帳については、その都度、変更に係る事項を記載しなければならない(土地改良法施行令第62条第2項)とされている。

### 【調査結果】

土地改良財産台帳及び管理台帳の整備状況を調査した結果、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）において、以下のとおり、財産管理が不適切に行われている状況がみられた。

- ① 土地改良財産台帳の整備状況について、8 地方農政局等を調査したところ、3 地方農政局（東北、中国四国及び九州）において、土地改良財産そのものが土地改良財産台帳から漏れているものや、土地改良法で記載することとされている委託年月日、委託先や事業完了年度など同台帳に記載すべき内容が記載漏れになっているものがみられた。

また、土地改良財産の所在や着工年度などの記載内容が誤っているものもみられた。

- ② 管理台帳の整備状況について、69 管理受託者を調査したところ、10 管理受託者において、i) 土地改良法施行令で記載することとされている受託年月日が記載されていないものや、ii) 同令で記載することとされている土地改良財産の所在地などの記載内容が誤っているものがみられた。

表2-(1)-イ-②

表2-(1)-イ-③

表2-(1)-イ-④

表2-(1)-イ-⑤

### 【所見】

したがって、農林水産省は、国営造成施設の財産管理事務の適正かつ効率的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農業水利施設の管理委託・譲与の手続が未着手又は未了になっているものの改善方策について検討を行い、予定管理者等との間の必要な調整を進めること。

また、今後、管理委託・譲与等の手続については、手続完了までに長期間を要することのないよう地方農政局等及び手続の相手方に周知徹底を図ること。

- ② 土地改良財産台帳及び管理台帳は、土地改良財産の管理の基礎となるものであることから、早期に記載内容の点検を行い、適正な情報に基づく台帳を整備すること。

また、管理受託者に対し、管理台帳の適正な整備を指導すること。

表 2-(1)-① 農業水利施設の財産管理に関する規程（抜粋）

○ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

（国有土地物件の管理及び処分）

第 94 条 次に掲げるものであつて 公共用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

- 一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 二 第 87 条の 2 第 1 項の規定により国が行う同項第一号の事業によつて生じた土地
- 三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）
- 四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

第 94 条の 3 農林水産大臣は、政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）を、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者（以下この節において「土地改良区等」という。）に譲与することができる。

第 94 条の 6 農林水産大臣は、土地改良財産（第 94 条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

（都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託）

第 94 条の 10 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

○ 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）

第 56 条 法第 94 条の 6 第 1 項の規定により、農林水産大臣が法第 94 条に規定する土地改良財産（以下「土地改良財産」という。）で法第 94 条の 6 第 1 項に規定するものの管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を都道府県又は法第 94 条の 3 第 1 項に規定する土地改良区等に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類
- 二 移管の年月日
- 三 管理の方法
- 四 委託の条件
- 五 その他必要な事項

（注）下線は当省で付した。

**表 2-(1)-7-① 国営造成施設の財産管理手続に関する規程（抜粋）**

○ **土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）**

（他目的への使用等）

第 59 条 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲
- 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
- 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 四 使用又は収益の期間
- 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
- 六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

○ **土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）**

（管理委託の協定）

第 5 条 部局長は、その管理する土地改良財産について、土地改良法 94 条の 6 第 1 項の規定により都道府県又は土地改良区等（土地改良法第 94 条の 3 第 1 項に規定する土地改良区等という。以下同じ。）に管理を委託するには、次に掲げる事項を記載した協定書によってするものとする。

- （1）当該土地改良財産の所在、種類、構造及び規模並びに数量
- （2）移管の年月日
- （3）管理の方法（管理のための組織及び機会の操作を要するものにあつてはその操作の方法を含む。）
- （4）委託の条件
- （5）関係図
- （6）その他必要な事項（管理に必要な費用及び管理による収入の額の概算額その他必要な事項）

（土地改良財産の贈与）

第 20 条 部局長は、土地改良法第 94 条の 3 第 1 項の規定により一般土地改良施設に係る土地等（同項の一般土地改良施設に係る土地等を言う。以下同じ。）を土地改良区等に譲与する場合には次に掲げる事項を記載した契約書によってするものとする。

- （1）相手方の氏名又は名称及び住所
- （2）当該土地改良財産の明細
- （3）譲与の条件
- （4）引渡の年月日
- （5）関係図
- （6）その他必要な事項

○ **土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について（昭和 60 年 4 月 1 日 60 構改 B 第 499 号）**

（管理委託の時期）

3-土5-三 部局長は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときにおいて、次の取扱

いにより 速やかに管理委託を行うものとする。

(1) 国営土地改良事業の工事の完了

国営土地改良事業の工事が完了したときとは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められた全ての施設が竣功したときとする。

(2) 施設完了

施設完了したときとは、国営土地改良事業により造成される施設群の一が竣功し、その効用の全部又は一部が発揮しているものとして地方農政局長の認定があったときをいうものとする。

3-土5-5 取扱規則第5条第1項の協定書は、別紙様式第2号によるものとする。

7-土20-6 部局長は、譲与申請書の審査の結果、土地改良財産を譲与することが適当であると認めるときは、次に掲げる事項について譲与の相手方と協議するものとし、協議が調った後において譲与する場合の取扱規則第20条第1項の契約書は別紙様式第9号によるものとする。

(1) 当該財産の譲与契約の内容

(2) 土地にあっては、所有権移転登記の嘱託手続

(3) その他必要な事項

7-土20-8 部局長は、譲与の相手方から譲与に係る土地改良財産につき土地改良施設としての用途を廃止した旨の報告があったときは、直ちに現地において当該財産の現況を確認の上、譲与の相手方から期日を指定して当該財産を変換するとともに所有権移転登記承諾書を提出させ、速やかに、所有権移転登記を行うものとする。

様式第2号〔3-土5-5関係〕

管 理 委 託 協 定 書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1甲及び土地改良法施行令（昭和委24年政令第295号）第56条の規定に基づき国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産の管理について〇〇都道府県（及び〇〇土地改良区連合）を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

(管理委託の協定)

第1条 甲は、別記第1の財産調書及び別記第2の財産図面に記載された土地改良財産（以下「財産」という。）の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

第2条～第9条（略）

別記第1 財産調書

土地改良財産台帳の写しとする。

別記第2 財産図面

事業計画一般図、施設管理図、用地管理図等とする。

(以下略)

譲 与 契 約 書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）とは、土地改良財産の譲与契約を下記のとおり締結する。

記

（譲与契約）

第1条 甲は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第94条の3第1項の規定に基づき、第3条に掲げる土地又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を乙に譲与するものとする。

第2条 （略）

（譲与物件）

第3条 譲与物件は、次のとおりとする。

区 分	種 目	種 類	所 在	構造及び規模 （又は地番及 び地目）	数 量 （又は面積）	備 考

第4条～第9条 （略）

（報告の義務）

第10条 乙は、譲与物件が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、その旨、その原因その他必要な事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 用途を廃止したとき
- (2) （略）

（以下略）

（注）下線は当省で付した。

**表 2-(1)-7-② 管理委託に係る手続が不適切なものの例**

地方農政局	事例の概要				
北陸	北陸農政局管内において、予定管理者への管理委託が未了となっている国営造成施設が、次表の小松西部排水路及び旧梯川上流部右岸排水路の2施設みられた。				
	施設名（距離）	予定管理者	県名	施設竣工年度	事業完了年度
	小松西部排水路 （2 km）	加賀三湖 土地改良区	石川県	昭和 42 年度	昭和 44 年度
	旧梯川上流部右岸排水路 （1 km）	小松市	石川県	昭和 41 年度	昭和 44 年度

（注）当省の調査結果による。

**表 2-(1)-7-③ 国営造成施設について、譲与対象施設が解体・撤去されているにもかかわらず、譲与契約の変更までに長期間を要しているものの例**

地方農政局	事例の概要											
関東	<p>長野平土地改良区は、国から 13 施設を譲与されている。このうち、屋島排水機場及び柳原排水機場の 2 施設については、国庫補助事業によって当該排水機場の排水量を増加させる必要が生じたことから、屋島排水機場は平成 14 年に、柳原排水機場は 12 年に解体、撤去され、新たに 2 施設の県営排水機場が設置されている。</p> <p>しかし、長野平土地改良区は、国から譲与を受けた排水機場 2 施設の解体、撤去についての報告を関東農政局に行っていなかった。このため、長野平土地改良区と関東農政局は、当該施設 2 施設の解体、撤去から 10 年以上経過した平成 24 年 4 月 5 日付けで譲与財産から当該施設を除外する変更譲与契約を締結している。</p>											
	<p>表 解体、撤去された国営造成施設名及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>解体・撤去時期</th> <th>解体、撤去後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋島排水機場</td> <td>平成 14 年</td> <td>国庫補助県営事業により屋島排水機場を新設</td> </tr> <tr> <td>柳原排水機場</td> <td>平成 12 年</td> <td>国庫補助県営事業により柳原排水機場を新設</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	解体・撤去時期	解体、撤去後	屋島排水機場	平成 14 年	国庫補助県営事業により屋島排水機場を新設	柳原排水機場	平成 12 年	国庫補助県営事業により柳原排水機場を新設
施設名	解体・撤去時期	解体、撤去後										
屋島排水機場	平成 14 年	国庫補助県営事業により屋島排水機場を新設										
柳原排水機場	平成 12 年	国庫補助県営事業により柳原排水機場を新設										
	<p>（注）両施設とも、解体・撤去後の施設の名称は、解体・撤去前の施設名と同一である。</p>											

（注）当省の調査結果による。

表 2-(1)-1-① 土地改良財産台帳及び管理台帳に関する規程（抜粋）

○ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

第 94 条の 5 農林水産大臣は、土地改良財産につき、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

- 一 国営土地改良事業の種類及び地域名
- 二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模
- 三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額
- 四 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び事由
- 五 その他必要な事項

2 前項の土地改良財産台帳は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条に規定する台帳に代るものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

○ 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）

第 62 条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所（地方公共団体にあつては、その事務所）に備えておかなければならない。

- 一 所在
- 二 種類
- 三 構造及び規模
- 四 受託の年月日
- 五 その他必要な事項

2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に 変更があったときは、そのつど、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。

○ 土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）

（土地改良財産台帳）

第 24 条 部局長は、土地改良法第 94 条の 5 第 1 項に規定する土地改良財産台帳を備え、その管理し、又は土地改良法第 94 条の 6 第 1 項の規定によりその管理を委託した土地改良財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく 変動があったときは、直ちに、これを当該土地改良財産台帳に記載しなければならない。

2 土地改良財産台帳の様式は第 1 号様式のとおりとする。

第1号様式（第24条関係）  
（表紙）

<u>土地改良財産台帳</u>	
<u>口座名</u>	
農 林 水 産 省	
部局名	

調製要領（略）  
（地区概要）（略）  
（公共用財産：土地の部）（略）  
（公共用財産：工作物の部）

区分 種類	工作物 番号	種目 着工 竣工 年度	口座名				索引番号		備考
			所在	構造 及び 規模	数量	価 格	得喪変更		
		～				円	年月日	事由	

記載要領

- 1 (略)
- 2 「種類」欄には、工作物の名称（〇〇ダム、〇〇頭首工、〇〇用水機場、〇〇幹線水路、〇〇幹線道路等）を記載する。
- 3 「番号」欄には、水路、道路等であって幹線、支線と工作物が多岐にわたる場合は、これらを系統別に整理し一連番号（例：1, 2, 3...1-1, 1-2...2-1, 2-2...）を記載する。
- 4 「所在」欄には、工作物が設置された市町村の所在地（例：〇〇町大字又は小字〇〇地内から〇〇大字又は小字〇〇地内まで等）を記載する。
- 5 「構造及び規模」欄には、工作物本体の型式、設備のほか、附帯施設、管理施設等を記載する。
- 6 「価格」欄には、決算事業費から工作物一式の設置に要した費用の額を算出して記載する。
- 7 「得喪変更」欄には、工作物を処分又は所管換した場合その他登録を要する事由が発生した場合に、その年月日、内容（相手方の氏名又は部局名等）を記載する。

（以下略）

○ 土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について（昭和60年4月1日60構改B第499号）

（管理台帳）

9-0-1 令第62条の管理台帳は、別紙様式第21号によるものとする。

様式第21号〔9-0-1関係〕

管 理 台 帳

（表紙）

<u>管 理 台 帳</u>	
<u>土 地 改 良 財 産</u>	
地 区 名	_____
管 理 者	_____

（調製要領）

- 1 本台帳は、管理委託協定書に記載された地区を名称として調製する。
- 2 本台帳は、（表紙）のほか、（地区概要）、（土地の部）及び（工作物の部）をもって構成するものとし、（表紙）以外のものについては、取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式の土地改良財産台帳に準じて調整する。

（注）下線は当省で付した。

**表 2-(1)-1-② 土地改良財産台帳の整備状況**

(単位：地方農政局等)

調査対象	土地改良財産台帳の整備が不適切		
	うち 記載内容に漏れ	うち 記載内容の誤り	
8	3	2	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「うち記載内容に漏れ」欄の数値は、土地改良財産の情報が全部又は一部記載されていない土地改良財産台帳を整備している農政局の数を表す。  
 3 この表の事例の詳細については、以下の表 2-(1)-1-③のとおりである。

**表 2-(1)-1-③ 土地改良財産台帳の記載が不適切な事例**

(i) 土地改良財産台帳の記載内容に漏れがある事例

地方農政局	事例の概要																				
東北	<p>東北農政局が備え付けている土地改良財産台帳の整備状況及び記載状況を調査したところ、次表のとおり、土地改良財産台帳への記載漏れがみられた。</p> <p>表 土地改良財産台帳の記載状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>施設名</th> <th>地区名</th> <th>未記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>江尻排水機場</td> <td>角田地区</td> <td>委託年月日及び委託先</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>西館幹線用水路</td> <td>旧迫川地区</td> <td>着工～竣工年度</td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>玉川頭首工</td> <td>仙北平野地区</td> <td>着工～竣工年度</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>上堰第2揚水機場</td> <td>最上川下流右岸地区</td> <td>着工～竣工年度</td> </tr> </tbody> </table>	県名	施設名	地区名	未記載事項	宮城県	江尻排水機場	角田地区	委託年月日及び委託先	宮城県	西館幹線用水路	旧迫川地区	着工～竣工年度	秋田県	玉川頭首工	仙北平野地区	着工～竣工年度	山形県	上堰第2揚水機場	最上川下流右岸地区	着工～竣工年度
県名	施設名	地区名	未記載事項																		
宮城県	江尻排水機場	角田地区	委託年月日及び委託先																		
宮城県	西館幹線用水路	旧迫川地区	着工～竣工年度																		
秋田県	玉川頭首工	仙北平野地区	着工～竣工年度																		
山形県	上堰第2揚水機場	最上川下流右岸地区	着工～竣工年度																		
九州	<p>九州農政局が備え付けている土地改良財産台帳の整備状況及び記載状況を調査したところ、次表のとおり、土地改良財産そのものが土地改良財産台帳の記載から漏れていた。</p> <p>表 土地改良財産そのものが記載漏れとなっている事業地区及び管理委託先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>事業名</th> <th>地区名</th> <th>管理委託先</th> <th>記載漏れの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td> <td>国営かんがい排水事業</td> <td>筑後川下流地区</td> <td>大川市</td> <td>桶門2か所</td> </tr> </tbody> </table>	県名	事業名	地区名	管理委託先	記載漏れの内容	福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大川市	桶門2か所										
県名	事業名	地区名	管理委託先	記載漏れの内容																	
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大川市	桶門2か所																	

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 土地改良財産台帳の記載内容に誤りがある事例

地方農政局	事例の概要										
中国四国	<p>土地改良事業で造成された土地改良施設について、次表のとおり、土地改良財産台帳の記載内容に誤りがみられた。</p> <p>表 1 土地改良財産台帳の記載状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者</th> <th>施設</th> <th>記載誤りの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">岡山県</td> <td>七区排水機場</td> <td>機場下部の吸水槽の高さ (誤：5.05m→正：7.35m)</td> </tr> <tr> <td>丙川排水機場</td> <td>ポンプ盤（電気設備）及びコントロールセンタ (誤：2面→正：1面)</td> </tr> <tr> <td>妹尾川排水機場</td> <td>吐出水槽の長さ (誤：13.37m→正：3.37m)</td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者	施設	記載誤りの内容	岡山県	七区排水機場	機場下部の吸水槽の高さ (誤：5.05m→正：7.35m)	丙川排水機場	ポンプ盤（電気設備）及びコントロールセンタ (誤：2面→正：1面)	妹尾川排水機場	吐出水槽の長さ (誤：13.37m→正：3.37m)
管理受託者	施設	記載誤りの内容									
岡山県	七区排水機場	機場下部の吸水槽の高さ (誤：5.05m→正：7.35m)									
	丙川排水機場	ポンプ盤（電気設備）及びコントロールセンタ (誤：2面→正：1面)									
	妹尾川排水機場	吐出水槽の長さ (誤：13.37m→正：3.37m)									

また、田原用水路に関する中国四国農政局の土地改良財産台帳と吉井川下流土地改良区の管理台帳の記載内容を比較したところ、管理台帳に記載されている施設の更新情報が土地改良財産台帳に記載されていなかった。

表2 田原用水路に関する記載で不一致の内容

種類	土地改良財産台帳	管理台帳
7 付帯設備 (1) 制水ゲート (キ) 毘沙門ゲート	(構造及び規模) (キ) 毘沙門ゲート 銅製スライ ドゲート	(構造及び規模) 記載削除

九州

土地改良事業で造成された土地改良施設について、次表のとおり、構造及び規格、所在地など土地改良財産台帳の記載内容に誤りがみられた。

表 記載内容に誤りのある事業地区及び管理委託先

県名	事業名	地区名	管理委託先	記載誤りの内容
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大牟田市	幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字 黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川中流地区	三井郡床島堰土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)
熊本県	国営かんがい排水事業	八代平野地区	八代平野北部土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:昭和48年3月28日→正:昭和48年9月30日)
宮崎県	国営かんがい排水事業	都城盆地地区	都城市	木之川内ダムの着工年度 (誤:昭和2年度→正:平成2年度)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-イ-④ 管理台帳の整備状況

(単位：管理受託者)

調査対象	管理台帳の整備が不適切		
	うち 記載内容に漏れ	うち 記載内容の誤り	
69	10	7	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 この表の事例の詳細については、以下の表 2-(1)-イ-⑤のとおりである。

表 2-(1)-イ-⑤ 管理台帳の記載が不適切な事例

(i) 管理台帳の記載内容に漏れがある事例

管理受託者	事例の概要																								
鶴岡市及び庄内赤川土地改良区	<p>山形県内に所在する国営造成施設 18 施設の管理台帳の記載状況をみると、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で次表のとおり、鶴岡市及び庄内赤川土地改良区においては、管理受託年月日の未記載や、東北農政局が作成している土地改良財産台帳には記載されている改築・追加工事の履歴が記載されていない等、不適切なものがみられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>未記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鶴岡市</td> <td>三又ダム</td> <td>・管理受託年月日 ・補修・更新工事の内容</td> </tr> <tr> <td>水呑沢頭首工</td> <td>・管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td>幹線用水路</td> <td>・管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">庄内赤川土地改良区</td> <td>西 3 号幹線用水路</td> <td>・管理受託年月日 ・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・改築・追加工事</td> </tr> <tr> <td>西 4 号幹線用水路</td> <td>・土地改良区の新設合併による権利承継年月日</td> </tr> <tr> <td>東 3 号幹線用水路</td> <td>・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・国営赤川二期事業の実施に伴い譲与契約に伴う譲与契約解除年月日 ・管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td>東 1 号幹線用水路</td> <td>・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td>成沢川排水路</td> <td>・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者名	施設名	未記載事項	鶴岡市	三又ダム	・管理受託年月日 ・補修・更新工事の内容	水呑沢頭首工	・管理受託年月日	幹線用水路	・管理受託年月日	庄内赤川土地改良区	西 3 号幹線用水路	・管理受託年月日 ・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・改築・追加工事	西 4 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日	東 3 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・国営赤川二期事業の実施に伴い譲与契約に伴う譲与契約解除年月日 ・管理受託年月日	東 1 号幹線用水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日	成沢川排水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日			
管理受託者名	施設名	未記載事項																							
鶴岡市	三又ダム	・管理受託年月日 ・補修・更新工事の内容																							
	水呑沢頭首工	・管理受託年月日																							
	幹線用水路	・管理受託年月日																							
庄内赤川土地改良区	西 3 号幹線用水路	・管理受託年月日 ・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・改築・追加工事																							
	西 4 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日																							
	東 3 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・国営赤川二期事業の実施に伴い譲与契約に伴う譲与契約解除年月日 ・管理受託年月日																							
	東 1 号幹線用水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日																							
	成沢川排水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日																							
宮城県及び迫川沿岸土地改良区	<p>宮城県及び迫川沿岸土地改良区の管理台帳について、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で次表のとおり、管理受託年月日等の必要事項を記載していない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>未記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宮城県</td> <td>岩堂沢ダム</td> <td rowspan="5">・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等</td> </tr> <tr> <td>ニッ石ダム</td> </tr> <tr> <td>小田ダム</td> </tr> <tr> <td>荒砥沢ダム</td> </tr> <tr> <td>沖富調整池</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">迫川沿岸土地改良区</td> <td>西館揚水機場</td> <td rowspan="5">・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等</td> </tr> <tr> <td>米山幹線用水路</td> </tr> <tr> <td>山吉田幹線用水路</td> </tr> <tr> <td>穴山幹線用水路</td> </tr> <tr> <td>南方幹線用水路</td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者名	施設名	未記載事項	宮城県	岩堂沢ダム	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等	ニッ石ダム	小田ダム	荒砥沢ダム	沖富調整池	迫川沿岸土地改良区	西館揚水機場	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等	米山幹線用水路	山吉田幹線用水路	穴山幹線用水路	南方幹線用水路							
管理受託者名	施設名	未記載事項																							
宮城県	岩堂沢ダム	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等																							
	ニッ石ダム																								
	小田ダム																								
	荒砥沢ダム																								
	沖富調整池																								
迫川沿岸土地改良区	西館揚水機場	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等																							
	米山幹線用水路																								
	山吉田幹線用水路																								
	穴山幹線用水路																								
	南方幹線用水路																								
宇佐市、宇佐土地改良区	<p>宇佐市、宇佐土地改良区及び大川市の管理台帳について、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で次表のとおり、管理受託年月日等の事項を記載していないものがみ</p>																								

及び大川市	られた。	
	管理受託者名	未記載事項
	宇佐市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後当初の管理委託年月日及び委託先</li> <li>・管理委託先変更に係る委託年月日及び委託先</li> </ul>
	宇佐土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託者が宇佐土地改良区から宇佐市に変更された宇佐西部頭首工及び平田頭首工の管理委託先変更の旨、変更年月日</li> </ul>
	大川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託年月日</li> <li>・樋門1か所</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 管理台帳の記載内容に誤りがあるものの例

管理受託者	事例の概要													
大牟田市及び三井郡床島堰土地改良区	<p>九州農政局から管理委託を受けた土地改良施設について、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）で次表のとおり、管理台帳の記載内容に誤りがみられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>事業名</th> <th>地区名</th> <th>管理委託先</th> <th>記載誤りの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福岡県</td> <td rowspan="2">国営かんがい排水事業</td> <td>筑後川下流地区</td> <td>大牟田市</td> <td>幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)</td> </tr> <tr> <td>筑後川中流地区</td> <td>三井郡床島堰土地改良区</td> <td>地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)</td> </tr> </tbody> </table>	県名	事業名	地区名	管理委託先	記載誤りの内容	福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大牟田市	幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)	筑後川中流地区	三井郡床島堰土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)
県名	事業名	地区名	管理委託先	記載誤りの内容										
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大牟田市	幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)										
		筑後川中流地区	三井郡床島堰土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)										
宇佐土地改良区	<p>宇佐土地改良区の管理台帳では、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）で、管理委託者が宇佐土地改良区から宇佐市に変更された宇佐西部頭首工及び平田頭首工が、削除されずにそのまま記載されており、管理台帳の記載内容に誤りがみられた。</p>													
八代平野北部土地改良区	<p>八代平野北部土地改良区が九州農政局から管理委託を受けている大鞘川排水路について、九州農政局の土地改良財産台帳では、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）で、当該土地改良区に管理委託されている旨記載されているが、一方で、八代平野北部土地改良区の管理台帳では、大鞘川排水路の記述が誤って二重線により削除されている。</p> <p>このことについて、八代平野北部土地改良区は、「九州農政局に報告する際、同局と協議することなく、管理台帳から削除したことは不適切であり、今後、同局からの指導に従い、適切に対応したい。」と説明している。</p>													

(注) 当省の調査結果による。